

入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

<案件名称> 令和7年度事業系一般廃棄物収集業務委託（広島市エリア）

	ページ数
1 入札公告.....	1～3
2 入札説明書.....	4～8
3 入札書等様式.....	9～20
4 仕様書.....	21～22
5 契約書案.....	23～25

※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、「入札関係書類受領書」を必ずご提出ください。

※2 各様式の元データ（エクセル・ワード）の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

担当者

〒730-8538

広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階

広島労働局 総務部 総務課

会計第2係 山本 竜冬

電話番号：082-221-9241

MAIL：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年1月14日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

1 調達内容

(1) 件名

令和7年度事業系一般廃棄物収集業務委託（広島市エリア）

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで。

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、総価を記入すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた「中国地域」の競争参加資格を有する者であること。

(4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）

(5) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。

*厚生労働省所管法令（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法）

(8) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

(9) 契約期間において、「市内全域（ただし、佐伯区湯来町及び佐伯区杉並台を除く。）」で「固形状一般廃棄物」の「収集・運搬」を行うことについて、広島市から許可を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒730-8538広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課会計第二係 山本
電話082-221-9241
広島労働局ホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>)
→「調達・売払情報」→「入札情報」→「役務の提供」

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付場所
令和7年1月14日（火）から令和7年1月31日（金）まで
広島労働局ホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>)
→「調達・売払情報」→「入札情報」→「役務の提供」

(3) 入札書の受領期限
令和7年2月7日（金） 13時50分

(4) 開札の日時及び場所
日時：令和7年2月7日（金） 14時00分
場所：広島労働局総務部総務課内

4 電子調達システムの利用

本件は、政府電子調達システムを利用した入札手続により実施するものとする。

応札する者は、原則、電子入札によること。ただし、紙による入札書の提出も可とする。

なお、上記3（3）及び（4）については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金
免除。

(3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否
契約書の作成は省略するが、落札者から請書を徴することとする。なお、請書の徴取は、原則、政府電子調達システムを利用して行う。

(5) 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約締結日について
原則として契約期間の初日を契約締結日とするが、同日までに政府予算（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。
また、暫定予算となった場合、本契約に係る予算の決定状況によっては契約締結後に仕様や契約内容等について変更が必要となる可能性があり、その際は別途協議する。

(7) 手続における交渉の有無

無。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

「令和7年度事業系一般廃棄物収集業務委託（広島市エリア）」の入札については、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

2 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和7年度事業系一般廃棄物収集業務委託（広島市エリア）

(2) 数量・規格等

仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで。

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は、総価を記入すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札金額の内訳を記載した入札内訳書を同封すること。電子入札の場合も電子データにより入札内訳書を添付すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除。

3 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムを使用した入札手続きにより実施するものとする。

応札する者は、原則、電子調達システムを使用して入札すること。

ただし、電子調達システムによりがたい者は、当局に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に変更することができる。

なお、電報、FAX及び電子メールによる入札書の提出は、認められない。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」にお

いて、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた「中国地域」の競争参加資格を有する者であること。

- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）
- (5) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
*厚生労働省所管法令（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法）
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (9) 契約期間において、「市内全域（ただし、佐伯区湯来町及び佐伯区杉並台を除く。）」で「固形状一般廃棄物」の「収集・運搬」を行うことについて、広島市から許可を受けている者であること。

5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期限

令和7年1月31日（金） 17時00分

イ 提出場所

広島市中区上八丁堀6番30号

広島労働局総務部総務課会計第二係 山本

電話番号：082-221-9241

メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

ウ 提出方法

郵送、持参又はメールによって提出すること。

- (2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者に、随時メールにより通知する。

6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、広島労働局ホームページから仕様書を入手すること。

仕様書を入手した場合は、必ず入札関係書類受領書を提出すること。

- (1) 入札参加届等書類（証明書等）の提出期限

令和7年2月6日（木） 15時00分

- (2) 提出書類

ア 電子調達システム及び紙入札による方式とも、次の書類を提出すること。

なお、下記(エ)について、入札参加を届け出た時点で一般廃棄物収集運搬業許可を受けている期間が令和8年3月31日より前までとなっている場合は、契約締結後に更新済みの許可証の写し等の提出を別途求める場合がある。

(ア) 入札様式1「入札参加届(兼自己申告書)」

(イ) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

(ウ) 入札様式2「暴力団等に該当しない旨の誓約書」及び役員名簿

(エ) 上記4(9)の要件を満たすことが確認できる書類(一般廃棄物収集運搬業許可証の写しなど)

イ 紙入札による場合は、上記アのほか、次の書類を併せて提出すること。

入札様式3「電子入札案件の紙入札方式での参加について」及び同別紙

(3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

電子調達システムのURL

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

上記(2)に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)により、上記5(1)イの場所に提出すること。

7 入札書の提出について

(1) 提出期限

令和7年2月7日(金) 13時50分

(2) 提出書類

ア 入札様式4「入札書」(紙入札による場合のみ)

イ 入札内訳書

様式は任意とし、入札様式に添付している書式を使用してもよい。

なお、任意の様式とする場合は、収集対象施設ごとの月当たり単価がわかるような記載とすること。

ウ 入札様式5「委任に関する届出書」(紙入札で代理人により入札する場合のみ)

(3) 提出方法及び提出場所

上記6(3)と同様とする。

8 落札者の決定方法

調達予定品が本案件仕様書に定める要件を全て満たした上で、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和7年2月7日(金) 14時00分

(2) 開札場所

広島労働局総務部総務課内

10 入札の辞退

上記6により入札への参加を表明した後に辞退する場合は、入札様式6「辞退届」を提出すること。

提出方法及び提出場所は、上記6（3）と同様とする。

11 その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

(2) 入札に係る注意事項

ア 入札者は、提出した入札書を引換え、変更し、又は取消すことはできない。

イ 理由の如何によらず、入札書が提出期限内に提出場所に現に届かなかつた場合は、入札に参加することはできない。

ウ 次に該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

(イ) 紙入札方式によっては、記名のない入札書又は要領を得ない入札書

(ウ) 紙入札方式によっては、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(エ) 本注意事項の各号に反する入札

(オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合

(カ) 上記6（2）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

エ 上記8の落札方法により落札となるべき同数値の入札をしたものがあるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

オ 電子調達システムにおいては、開札時に直ちに再入札を行えるように体制を整えておくこととし、再入札通知書に示す時刻までに再入札を行うこととする。

(3) 仕様書の手交を受けるに当たっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

(4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は、省略ができないので留意すること。

ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(5) 契約締結日について

原則として契約期間の初日を契約締結日とするが、同日までに政府予算（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合、本契約に係る予算の決定状況によっては契約締結後に仕様や契約内容等について変更が必要となる可能性があり、その際は別途協議する。

(6) 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む。）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月

13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

12 入札等の問合せ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係 山本

電話番号：082-221-9241

メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札関係書類受領書 (電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送によりご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<宛 先>

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課 会計第2係 山本
MAIL: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札案件 名称	令和7年度事業系一般廃棄物収集業務委託（広島市エリア）
---------	-----------------------------

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式 (予定)	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札 (いずれかにチェック)	

入札参加届(兼自己申告書)
【電子入札・紙入札共通】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

私は、入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。

【届出事項】

1 入札件名

令和7年度事業系一般廃棄物収集業務委託(広島市エリア)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

(1) 令和4, 5, 6年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)における等級
「物品の製造・物品の販売・役務の提供等」 () 等級

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい・いいえ

(3) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない。(直近2年間の保険料滞納がない。) はい・いいえ

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる。 はい・いいえ

(5) 入札参加届等書類(証明書等)及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。 はい・いいえ

(6) 入札公告の日から開札の時までの期間に、厚生労働省からの指名停止期間中ではなく、また入札参加届等書類(証明書)の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省違反による行政処分等の対象となっていない。 はい・いいえ

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、または障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。 はい・いいえ

(8) 契約期間において、「市内全域(ただし、佐伯区湯来町及び佐伯区杉並台を除く。)」で「固形状一般廃棄物」の「収集・運搬」を行うことについて、広島市から許可を受けている。 はい・いいえ

【添付書類】

- 令和4, 5, 6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の資格の写し
- 入札様式2「暴力団等に該当しない旨の誓約書」
- 上記(8)の要件を満たすことが確認できる書類(一般廃棄物収集運搬業許可証の写しなど)

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

住所
商号又は名称
代表者職氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記の入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

- 1 入札案件名
令和7年度事業系一般廃棄物収集業務委託（広島市エリア）
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

紙入札方式による入札参加登録票

資格審査登録番号 資格審査結果通知書（全省庁 統一資格）の「業者コード」 を記入	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名 ※代表者の所属する部署が特 段ない場合には空欄可	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先〒	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

入札書

【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

入札者 住所
名称
入札者名
(代理人名)

入札注意事項を承諾の上、提出します。

入札件名 令和7年度事業系一般廃棄物収集業務委託（広島市エリア）

入札金額 円

但し、消費税は除く。

※ 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争参加資格の（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

電子くじ 番号 (3桁)			
--------------------	--	--	--

※ 任意の番号を記載すること。

なお、未記載や記載の数字が他の業者の番号と同一であった場合等は、連絡先電話番号又はファックス番号の末尾3桁をもって充てることとする。

入札内訳書

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

住 所
名 称
入札者名

合計金額 円

(消費税を除く。)

令和7年度 事業系一般廃棄物収集業務委託(広島市エリア)

可燃物・不燃物					
項目	施設名(履行場所)	単位		単価(税抜)	備考
1	広島北労働基準監督署	1	月		毎月
2	可部公共職業安定所	1	月		
3	広島東公共職業安定所	1	月		
小計				①	

①()円×12ヶ月＝	合計金額 円
-------------	-----------

*小数点以下切り捨て

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

届出人 住 所

名 称

入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『 』を代理人と
定め、下記のとおり委任します。

記

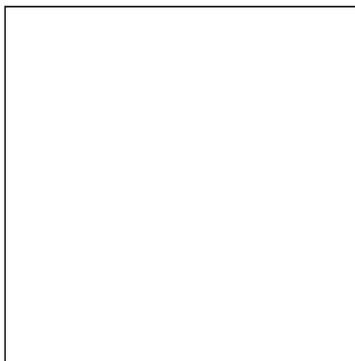
1 委任事項

- 入札書の記入に関する事項
- 入札書の提出に関する事項
- その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任案件

「令和7年度事業系一般廃棄物収集業務委託（広島市エリア）」の入札事案について委任する。

3 代理人の使用印鑑（入札書の押印を省略する場合は不要）



辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

住所
会社名
届出者氏名

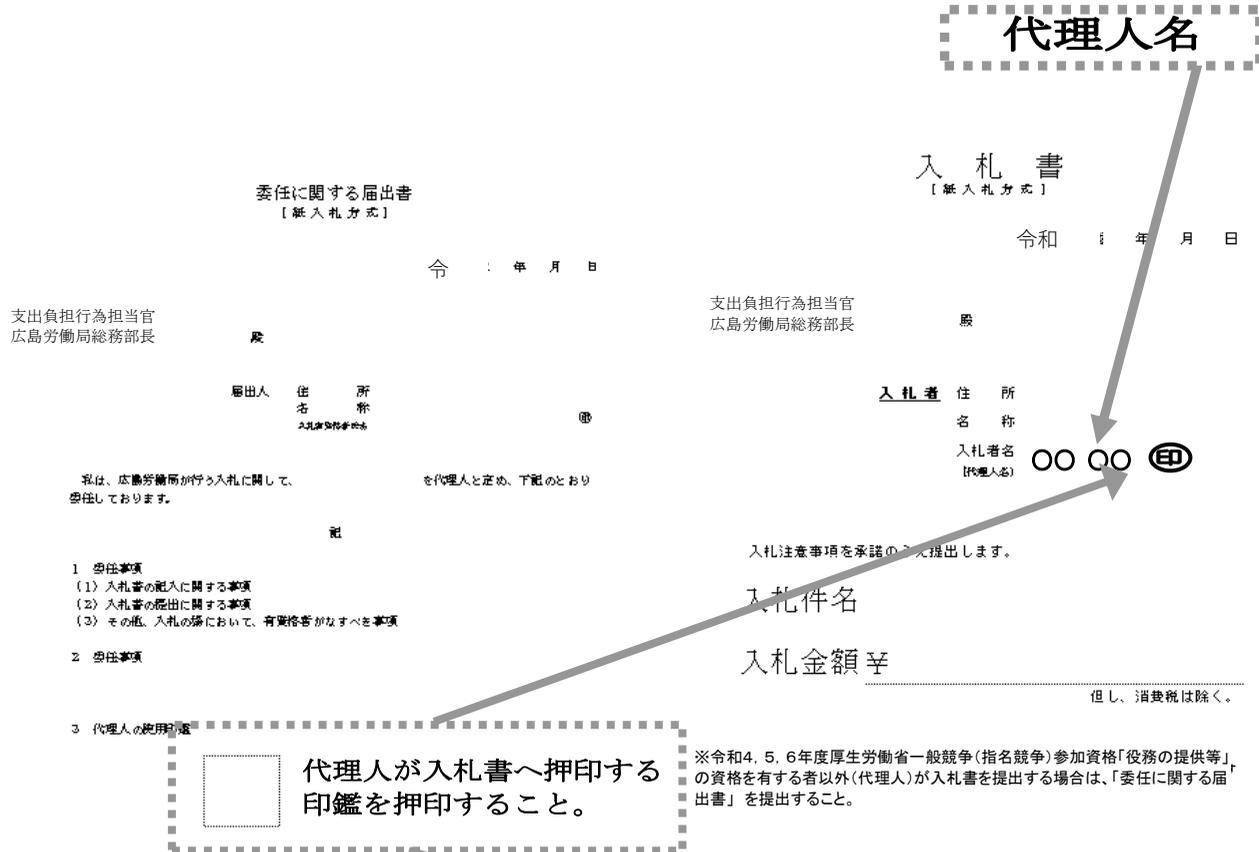
下記の入札案件について参加を届け出ましたが、辞退いたします。

記

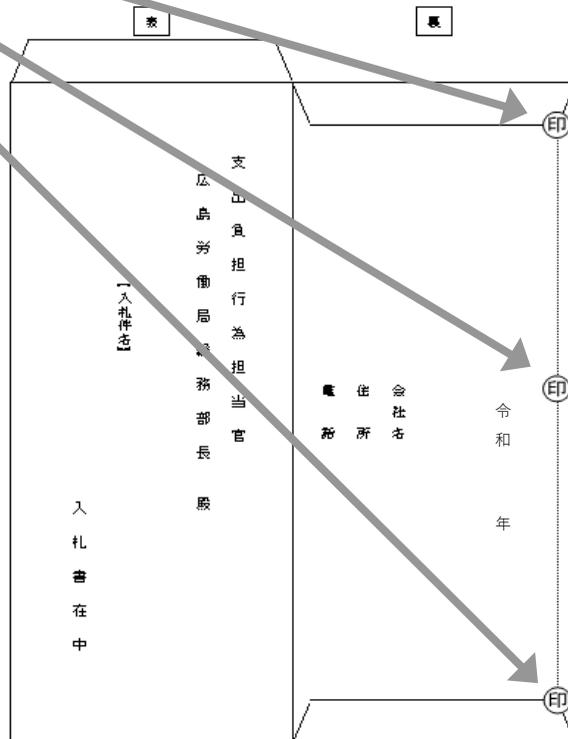
- 1 案件名
令和7年度事業系一般廃棄物収集業務委託（広島市エリア）
- 2 辞退理由

代理人による入札の場合の注意(入札書の押印を省略しない場合)

- 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の資格を有する者以外(代理人)が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- 代理人が入札書及び封書へ押印する印鑑は、「委任に関する届出書」の3において押印した印を使用すること。



【紙入札方式】封筒記載例



封筒記載例【紙入札方式】

封筒を閉じたときの紙の合わせ場所に「メ」を記入してください。
入札書の押印を省略しない場合は、入札書の印と同じ印を同様の場所に押印してください。

表	裏
<p style="text-align: center;">支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 殿</p> <p>【入札件名】 令和7年度事業系一般廃棄物収集業務委託（広島市エリア）</p> <p style="text-align: center;">入札書在中</p>	<p style="text-align: center;">会社名、住所、電話番号 を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">会社名 住所 電話番号</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>

仕 様 書

令和7年度事業系一般廃棄物収集業務委託（広島市エリア）

広島労働局総務部総務課

1 仕様内容

(1) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

(2) 収集対象施設及び収集日等

施設名	住所	庁舎延べ面積 (㎡)	職員等人数 (人)	収集日	
				可燃物	不燃物
広島北労働基準監督署	広島市安佐北区可部南3-3-28	603	21	火・金	火・金
可部公共職業安定所	広島市安佐北区可部南3-3-36	847	39	火・金	火・金
広島東公共職業安定所	広島市東区光が丘13-7	1500	85	月・水・金	火・木

ア 収集日が祝祭日等で収集ができない場合、事前に各対象施設の担当者に連絡し、協議の上、調整を図ること。

イ 収集は、収集日の午前9時から午後5時までに行うこと。

ウ 収集重量を月毎に集計すること。

エ 事業系一般廃棄物とは、広島市が定める産業廃棄物に該当しない一般ごみをいい、上記の可燃物及び不燃物とは、それぞれ同市の事業ごみ指定袋を利用した廃棄物をいうものとする。

(3) ごみ袋

ごみ袋は当局において別途調達するため、契約業者が準備する必要はないこと。

(4) 履行場所報告による廃棄量の目安（月あたり）

広島北労働基準監督署…可燃ごみ(70ℓ)10枚、不燃ごみ(70ℓ)10枚、プラスチックごみ(45ℓ)2枚、びん5kg、缶3kg、他にシュレッダーごみあり

可部公共職業安定所 …可燃ごみ(70ℓ)10枚、不燃ごみ(70ℓ)10枚、プラスチックごみ(45ℓ)2枚、びん10kg、缶10kg、他にシュレッダーごみあり

広島東公共職業安定所…可燃ごみ(70ℓ)40枚、不燃ごみ(70ℓ)15枚、プラスチックごみ(70ℓ)10枚、びん8kg、缶10kg、他にシュレッダーごみあり

※なお、上記以外に古紙（新聞紙・雑誌・パンフレット・段ボール）が各場所月60kg～180kg程度発生する見込みであるため、これを踏まえて見積額を計上すること。

(5) 留意事項

ア 年間数量の算出が困難なため、庁舎延べ面積及び職員等人数を参考に積算すること。

なお、職員等数については、令和7年4月1日現在とする。

イ 令和6年度の収集日等は、上記（2）と同様である。

ウ 廃棄量の目安は概算であり、契約締結後の令和7年度の廃棄量を約するものではなく、繁忙期など月によっては廃棄量が増減することもあるので留意すること。

2 契約締結について

契約締結に際しては、落札者から請書を徴するものとする。

3 再委託の禁止について

業務の全部又は一部を第三者（子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

4 代金の請求及び支払

（1）各月の作業完了後、当該月分の支払請求書を、翌月10日までに下記5に提出すること。

支払いは適法な支払請求書の受理から30日以内に行う。

支払方法は銀行振込のみである。

（2）支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名「官署支出官 広島労働局長」

イ 請求者の名称、所在地

ウ 請求金額及び内訳

エ 振込先の口座情報

5 問合せ先

広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第2係

電話：082-221-9241

メール：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

(案)

請 書

令和7年4月1日

令和7年度 事業系一般廃棄物収集業務委託（日常ごみ収集）の実施について （広島市）エリア

委託人
支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 様

受託人
住所
名称
代表者

標記の履行については、下記の各事項および裏面の契約事項を承諾し、かつ遵守することを約してこの請書を提出します。

- 業務内容
別添「仕様書」のとおり。
- 契約期間
契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 履行場所及び収集日

施設名 (履行場所)	収集日		契約金額：月額 (可燃物及び不燃物)
	可燃物	不燃物	
広島北労働基準監督署 広島市安佐北区可部南3-3-28	火・金	火・金	消費税 合計 円 円
可部公共職業安定所 広島市安佐北区可部南3-3-36	火・金	火・金	
広島東公共職業安定所 広島市東区光が丘13-7	月・水・金	火・木	

ただし、収集日が祝日、祭日及び年末年始の閉庁日となった場合は、事前に現地担当者と協議の上、調整を図ること。

また、収集日については、現地担当者と協議の上、変更できるものとする。

- 契約金額
 - 本契約における契約金額は、次のとおりとする。
金 円（消費税 円を含む）／契約期間
（うち労働基準監督署分 円、公共職業安定所分 円）
 - 契約金額は、次に掲げる業務は含まないものとし、必要が生じた場合は双方協議の上、別途見積書を徴取するものとする。
イ 事業系一般廃棄物として収集することができない廃棄物を収集する業務。
ロ 一時的多量に生じた廃棄物を収集する業務。

(契約事項)

- 1 受託人は、委託人へ提出する請書及びこの契約事項（以下「請書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、誠実に履行するものとする。
- 2 委託人及び受託人は、処理業務遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するとともに、受託人は委託人の指示に従うこととする。
- 3 受託人は、表記の契約金額をもって、仕様書の仕様に沿って履行する。
- 4 受託人が収集する廃棄物は、事業系一般廃棄物（可燃物・不燃物）とし、管轄自治体が定める処分場へ搬入することとする。
- 5 委託人は、受託人が収集業務を履行するにあたり、事前に廃棄物を可燃物、不燃物に分別して整理することとする。
- 6 受託人は、この契約の履行に当たり、業務の全部又は一部を第三者（子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 7 受託人は、当該業務を実施するにあたり、知り得た事実を第三者に対し漏らしてはならない。
- 8 受託人は、委託業務の施行にあたり発生した自己に関する損害については、受託人の責任において処理することとする。ただし、その損害が委託人の責に帰する事由による場合はこの限りではない。
- 9 受託人は、当該業務が完了した場合は、検査職員により業務完了の確認を受けなければならない。
- 10 受託人は、委託人の検査に合格したのち、当該月分を翌月10日までに官署支出官広島労働局長に対し請求することとし、官署支出官広島労働局長は、適法な請求書を受理した日から30日以内にこれを受託人に支払うものとする。ただし、請求書の内容の不備又は不当により、官署支出官広島労働局長がその理由を明示してこれを受託人に返付したときは、返付した日から是正された支払請求書を受理した日までの期間は30日の期間に算入しない。
- 11 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき理由により前項に規定する代金の支払いを遅延した場合においては、支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、支払金額に対し年2.5%の割合で計算した遅延利息を受託人に支払うものとする。
- 12 受託人は、天災その他避け難い理由により、履行期限までに履行することができないときは、直ちに委託人に通知し、その指示を受けるものとする。
- 13 受託人の責に帰すべき事由により履行期限までに納入を完了することができない場合において、委託人は、契約金額に対して、遅延日数に応じ年3%の割合で計算した額の損害金の支払いを受託人に請求することができる。
- 14 受託人が次の各号の一に該当するとき、委託人は本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし（1）及び（2）について天災地変その他正当な理由に基づく認められる場合においては、この限りでない。
 - (1) その責めに帰すべき事由により履行期限までに履行がないとき。
 - (2) 受託人から解約を申し出たとき。
 - (3) 契約の締結又は履行に当たり不正の行為があったとき。
 - (4) 受託人が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - ロ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受託人の役員又はその使用者が当該公訴を提起されたときを含む。）。
 - ハ 役員等（受託人が個人である場合にはその者を、受託人が法人である場合にはその役員（役員として登記又は届出をしていないが実質上経営に関与している者を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ニ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき、及びそれらと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ト 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が暴力団、暴力団員又は暴力団関係者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

チ 受託人が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者である者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、委託人が受託人に対して当該契約の解除を求め、受託人がこれに従わなかったとき。

- 15 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託人は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として委託人の指定する期間内に支払わなければならない。
- 16 受託人は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、不当介入の事実を速やかに委託人に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。
- 17 この契約の履行について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項で必要である場合は、双方協議の上で決定する。
- 18 本契約に関する権利義務について紛争が生じた場合は、広島地方裁判所又は広島簡易裁判所を管轄裁判所とする。